

油症問題の同時代史的考察（7）

予防原則と系譜描写の前景

戸倉恒信

十一、「立法」主義者の思考法

排除されゆく生命を顧みることのない、「救済」を唱える被害者「支持」活動とは、如何なる動機から構成されているのだろうか。台湾の消費者団体（即ち消基会）が油症事件を契機に成立することについては、これまでに論じた通りであるが、消基会の設置と相俟って堕胎が合法認識されゆく基底には、見落としてはならない思考構造が存在している。「公共政策」といえる聞こえはいいが、この種の制度は誰のため存在するのかと問えば、そこにはこの「聞こえ」とは裏腹に、啞然とするモチベーションが露呈する。そもそも、「油症

受害者救済法草案」（以下『草案』）の提出に際し、これに関連する実定法の存在理由に向き合っておくことは、被害者の「支持」を謳う個人や団体の当為であったはずだ。しかし現実はどうであろう。被害者を「支持」するとされる組織が、一方で消基会を油症事件によって促された組織だと認識しながら、他方で消基会が大きく加担している公共政策——『優生保健法』に沈黙し続ける態度は何を示すのだろうか。なぜ、台湾油症被害者支持協会（TYVSC、以下「油症協会」）の成員は、消基会が「間接的に」推進したこの政策に平静でいられるのか。わたしたちは、無前提に「支持」

という語に見とれていてはならないのではないか。

そこでまず、本論の第三回で言及した「予防原則」を振り返りつつ、問題を立体化してゆくことにしよう。先に引用した史料には、予防原則という概念は「1960年代の後半から、70年代初頭にかけて思想的原型が確立し、80年代後半から国際政治や国際法の世界で市民権を獲得した」のだと解釈されていた。識者のこの「国際」認識に沿って台湾に眼を向けてみると、1960年に中国家庭計画協会（以下「中家協」）が堕胎・捨て子・幼児虐待の「予防」を期して、幼児安置服務中心（幼児保育所）を

設立した事実を捉えることができる。中家協とは、1953年に蒋介石が発表した『民生主義育樂兩篇補述』——人口問題は「質の向上が要である。……栄養から衛生、教育の中で人口の品質を高めなくてはならない。その理由は「健全なる人口が偉大な力となるからだ」——を受けて設置された機関であるが、人を捉える視点が量から、いわゆる質へと転換するのはこの頃である（『台灣地區早期家庭計畫發展誌詳』を参照）。

台湾省家庭計畫研究所・1995）。ただ、蒋介石は「質」的に健全な人を「栄養から衛生、教育の中」という、飽く迄も後天的に捉えている点は、右の「思想的原型」がどういう内容を含蓄していたのかを照射するはずである。「1960年代の後半から、70年代初頭にかけて思想的原型が確立したとされる予防原則は、「栄養から衛生教育」に関心を示す台湾の学界に何を要請してゆくのだろう。確かに、台湾の公共衛生学界では、70年代後半頃から「国際的な思潮」を媒介させつつ、墮胎という「行為」に対する態度を「合法」へと切り替えていった。いうなれば、蒋介石が「栄養から衛生、

教育の中」で位置つけた語の意味は、60、70年代に「質の向上」を妨げる人の出生それ自体を予防する、へと修正されていったのだといえる。

ところで、二つの油症事件を捉える際、カネミ油症事件が日本の『優生保護法』（1941年の『国民優生法』から移行）の施行下で発生していた事実と、カネミ油症事件の「再発」認識の掩蔽で、台湾に於いては事件後に『優生保健法』が施行されてゆくという「ズレ」は、何を問い掛けるであろう。その後、日本では『優生保護法』の存否が、「次世代への影響」が指摘される中毒事件等からでなく、専ら『らい予防法』と共に吟味され、1996年に前者は『母体保護法』へと移行、後者は一世紀に及ぶ立法政策に終止符を打ってゆく。換言すれば、「次世代への影響」が指摘される中毒事件に関心を抱く医者や法律家、また運動家は、「優生」関連の思想と法案には未だ無関心を装ったままなのである。ただ、とはいえ彼らは油症事件の被害者とその家族が社会的に排除されている現実を、「それなりに」問題認識してもいるのである。例

えば、『草案』第十八条には、「油症被害者の人格及び合法的な権益は、尊重され、保障され、就業・居住・医療等の権益は、蔑視的待遇を受けてはならない」ことや、「油症被害者の医療に従事する機関・機構・団体の人員は、執務と方法に注意して、（被害者の）プライバシーと社会生活の営みを保護し、その資料を漏洩してはならない」（筆者訳）と規定されている。だからこそ、ここで嘗ての『らい予防法』廃止の本質的な理由——他の特殊な法律を作ることなく、全ての差別待遇的な諸法律は撤廃すべきだ、を想起する必要性に迫られるのだ。『らい予防法』の「廃止」が、新たな実定法の「導入」によって規定されない理由とは何であったか。

これについては、『草案』第十八条に「油症被害者の社会生活は、中毒事件を理解しない第三者から異様な眼差しや蔑視を受ける、ということを鑑みて、油症被害者は蔑視から免れることを立法的に保障する」（筆者訳）、という注釈が与えられているから、その点から思考が可能である（史料一）。奇妙なのは、論者はここで問題の要因につ

條 文	説 明
第十八條 油症受害者之人格及合法權益，應受尊重及保障，對其接受教育、就業、居住、醫療等權益，不得有歧視之對待。 從事油症受害者醫療照護之機關、機構、團體及其人員，應注意執行之態度及方法，維護其隱私與社會生活之經營，不得無故洩漏其資料。	油症受害者於社會生活中，恐因他人不了解中毒受害事件，而給予異樣眼光及歧視，故立法保障油症受害者免於歧視之權利。 此外，醫事人員於服務油症受害者時，亦可能直接造成油症受害者權益之受損，為保障油症受害者之就醫及隱私權，爰規範醫事人員保障油症受害者隱私之義務。
第十九條 油症受害者之合法權益受他人侵害，而向法院提出訴訟時，主管機關應提供必要之法律扶助。 前項法律扶助辦法，由中央主管機關定之。 油症受害者為第一項訴訟而聲請保全處分時，法院得減少或免除供擔保之金額。	為保障油症受害者於相關權益受有損害時之訴訟權益，爰訂定本條。
第五章 罰則	章 名
第二十四條 相關人員知違反第十八條規定者，處新臺幣十萬元以上五十萬元以下罰鍰。	

史料一：『油症被害者救濟法草案』（抜粋）・2011年6月

いて「事件を理解しない第三者」を想定している点である。仮にわたしたちの社会に於ける「蔑視」の生成が、油症事件への「理解」に拠るものならば、わざわざ法的機制に拠ってそういう行為に対処する必要などないではないか。問題が「理解」に係わることなら、法的規制を与える前に、何をどう理解すべきかを明らかにすればいいのだから。しかし『草案』第二十四条に至っては、ご丁寧に「相關する人員が、第十八条

の規定に違反した場合、台湾ドル十万元以上、五十万以下の罰金に処す」と記しているのだから恐れ入る。そもそも、人格及び權益を尊重し、保障する行為に「相關する人員」とは誰なのか。これを著している「識者」は、もしかすると自身が数十年に渡る問題の構成メカニズムを理解した積もりになっている第三者であることを表明しているのかもしれない。

ここで再度、本論の第三回で引用した『復権の日月』の記載内容を思い出してみることにしよう。編者は『らい予防法』が「廃止」されたことで、ハンセン病も一般の病氣と同列に扱っていいのだと考えたとしたら余りに短絡的だ、と述べていた。つまりこれを援用すると、実定法の「導入」は、「油症被害者は蔑視から免れる」ことを保障しないということになるはずだ。お分かりであろうか。『らい予防法』の廃止は、患者の人格及び合法的な權益は、尊重され、保障されることを立法化するものではなく、また就業・居住・医療等の權益は、蔑視的待遇を受けないことを再び立法化するものではないのである。なぜなら、それ

は法規制する以前の倫理的な事柄であるからだ。1996年の『らい予防法』の廃案は、「立法」によって社会問題は解決される、といった考えが如何に短絡的で索漠とした論理であるのかを実証している。だからこそ今一度、ハンセン病を抱える個人とその家族（次世代）に展開されている社会的排除の「否」を知りつつも、実定法の不法性を終始不問にしていた「立法」主義者が、嘗ての日本の『優生保護法』と如何なる距離関係にあったかを問わねばならないのである。この問いは、『草案』の「立法」化を叫んでいる個人や団体が、『優生保健法』に見てみぬ振りをする行為と如何なる関係にあるのかを照らすはずだ。

かくして、ここに列挙された「尊重され、保障され」る諸權益の中に、「家族」を構成する基本的な範疇——婚姻が抜け落ちる理由が、あの二つの系譜に即して炙り出される。『草案』を著したこの「識者」は、中毒事件を「理解しない第三者」の言行に問題の発生要因を見ていた。しかし「油症被害者は蔑視から免れることを立法的に保障する」のであれば、そうした「法律」を

作り出すファクターはもとより、『優生保健法』を合法化させている学問（優生学的論拠と真面目に向き合うことこそが、「理解」に近づくことではないのか。油症事件に関心を示すのであれば、こうした『優生保健法』を黙認しながら台湾で提出される『草案』を前に、歴史的な教訓に照らして「救済」という概念を空文化させる活動に異議を唱えなくてはならないはずである。

十二、『文化研究』を無視する運動

公聴会が開催された日、油症協会は自らが推し進めるこの『草案』の通過を呼びかける署名活動を行っている。その『声明文』は、PCBsが多くの疾病を齎すことや、これまでの行政的な対応を記した上で、協会設立の経緯と近年の事件「認識」を以下のように綴っていた。

2008年、初めて被害者の生命の軌跡を記録したフィルム『與毒共存』が放映されてから一度社会的な討論が起こり、2009年には間接的に「台湾油症受害者支持協会」の成立が

促された。また、昨年末『被遺忘的1979——台湾油症事件三十年』が出版されたが、多くの人が依然困窮して変わらぬ油症被害者の処遇に驚いた。残念なのは、この二年以来、衛生署は協会の働きかけに応じて、象徴的に中部地域の病院に特別問診窓口を設けることと、健康保険カードに油症被害者であることを明記した以外、何等積極的な医療保障を行っていない点である。（『連署聲明』・2011、筆者記）

論者は、協会が発足した契機に「ドキュメンタリー」映像の放映があり、協会設立の翌年に相関する本が出版されたことに言及して、「依然困窮して変わらぬ油症被害者の処遇に驚いた」という。ここには被害者を「被写体」にする手法に拠って、被害者の処遇は改善する、という期待が充ち溢れている。それにしても媒体製作者が協会の理事を担っていることや、成員がこれらのテキストに共感する人たちである事を鑑みれば、そうした期待が起きるのも当然であ

るが、其の事と、協会の発足が「間接的」だと解釈することとは、本来区別されるべきである。つまり近年の現況に言及するのであれば、そうした「間接的」な事柄よりも、状況に「直接的」に介入している事実を優先的に記するのが「非営利」団体のあるべき態度ではないのか。組織が根源的に私物化されていると、「非営利」的な討議は、常に組織の外側から働きかけられるのだ。そこで、右『声明文』や公聴会の『趣意書』には一言も触れられることのない媒体の存在を紹介しておく。

2010年春、台湾の行政機関（国家科学委員会）が推薦する雑誌『文化研究』（Router: A Journal of Cultural Studies）に於いて「油症問題」に関する誌上論壇が行われている。この討論は、2008年の秋に台湾清華大学で行われた子安宣邦氏の講演：『近代日本と二つの倫理学』を基調原稿とし、2010年春に当該論文を「医療倫理・生命倫理」という範疇から捉え直したものである。討論は、この基調原稿の論旨に沿いつつ、そこから更に具体的な事例（即ち二つの油症事件）を介して、当該

事件に関心を抱く諸氏が「倫理」という語に向き合うというもので、陳昭如とカネミ油症研究者の宇田和子が、拙著『予防原則と被害者支持の悖論…「油症問題史」』的現在與其去向（「予防原則と被害者支持のパラドックス…「油生問題史」の現在と其の行方・以下「拙著」）に答える、という形態が採られた。

討論のあらましを述べれば、まず子安氏の基調原稿では、倫理と倫理学の現状について、染色体異常と「診断」された胎児に向き合う母親の苦悩を事例に、倫理学者がこの「正常と異常の基準線」の画定作業のどこかに居るであろうことが、以下のように示唆されたのである。

彼らは決して最終的な選択に苦しむ母親に寄り添っているのではない。最終の選択をゆだねられて苦しむ母親たちこそ、倫理とは何かという根底的な問いを發しているのである。この問いを共にせずして倫理学者は何を問うているのだろうか。この予防医学の背後にあって、基準線の画

定に、いいかえれば予防医学の正当化にかかわる生命倫理学とは、母親たちの發する倫理への問いを共にしないばかりではない。むしろ母親たちをいつそう苦しい選択へと追いつむような生命管理学になっているのではないか。（『文化研究』遠流出版・2010）

氏のこの問いは、宗族関係が日本に比して強く意識される台湾に於いて、より切実な問題を提起していた。そして、現代の予防医療を無批判に支持し、そこで展開される「正常／異常」の画定作業に浸っているのは、何も倫理学者だけに典型的ではない事実——「予防原則」を掲げる運動家とはより、『優生保健法』を支持している法学家から公共衛生学者まで——を照らしたのである。そこで拙著では、2009年10月の「台湾油症被害者支持協会設立大会」で配布された冊子内容を引用した『聯合報』の報道…『遺毒傳下一代』（史料二）を事例に、社会運動とジャーナリズムの實際を批判するべく、こうした病を抱える人を「異

常」認知から囲い込んでゆく作業が、被害

All 綜合 聯合報 中華民國九十八年十月十八日 星期日

多氣聯苯30年 遺毒傳下一代

米糠油遭汙染 2000人中毒 肝病死亡率率高 生下小孩發展遲緩 受害者協會成立 伸張遺毒的正義

【記者曾懿晴／台北報導】一九七九年，台灣多氣聯苯中毒事件，造成兩千多名受害者，為台灣史上最大規模的公害事件。受害者體內遺毒持續至今，甚至遺傳給下一代。昨天，受害者與支持人士成立台灣油症受害者支持協會，發揚抗爭精神，伸張正義。

台灣文化協會表示，當年彰化油廠公司製成米糠油時，使用多氣聯苯作為溶劑，造成兩千多名受害者。當時多氣聯苯中毒事件，造成兩千多名受害者，為台灣史上最大規模的公害事件。受害者體內遺毒持續至今，甚至遺傳給下一代。昨天，受害者與支持人士成立台灣油症受害者支持協會，發揚抗爭精神，伸張正義。

多氣聯苯中毒事件受害者曾文達自幼失明，中毒時才九歲，毒油在他身上留下的印記，現在仍清晰可見。記者曾懿晴／攝影

新聞辭典

多氣聯苯 戴奧辛劇毒

多氣聯苯與戴奧辛類，毒性強，易於累積，可經由食物、呼吸、皮膚吸收，對人體健康造成嚴重影響。多氣聯苯中毒事件，造成兩千多名受害者，為台灣史上最大規模的公害事件。受害者體內遺毒持續至今，甚至遺傳給下一代。昨天，受害者與支持人士成立台灣油症受害者支持協會，發揚抗爭精神，伸張正義。

史料二：「台灣油症被害者支持協會設立大会」翌日の『聯合報』（朝刊）

者（とその家族、或いは次世代）をいつそう苦しい選択へと追い込んでいたのではないかと問うたのである。

『聯合報』の報道には、郭育良の論文『多氯聯苯／戴奧辛類環境毒性物質之人體健康影響・油症』に出現する「中毒第二世代の子供は、其の行為に異常な現象が有り、特に身体が優れず、集中力がなく、不良行為、攻撃性ある行為等が、それと対照するグループに比して高かった」（『看守台灣』・2004）という一文が「部分的に」引用されていた。ここで郭が、被害者の第二世代を以って「異常」行為や「不良」行為を帰納する作業とどういう距離にあるのかは、差しあたつての問題ではない。寧ろ考へるべきことは、この被害者を「支持」する活動には、既に被害者とその子供を「異常」というコードから画定して「正常」者と区別する行為に、何等の抗体も持たないという点である。試みに論壇での筆者のこの問いに陳昭如がどう「応答」したのかを見ておこう。

実際に（設立大会）当日に参加者が

手にした資料を見ると、郭育良の『多氯聯苯／戴奧辛類環境毒性物質之人體健康影響・油症』以外には、関連する多くの文字が収録されているが、戸倉の論文はそれらに触れていない。郭育良の論文には、第二世代被害者の「異常」現象だけを陳述しているわけではなく、第一世代の被害者の健康問題にも言及している。しかし、戸倉の論文はこれを協会「支持の立場上の問題」の証拠とし、新聞社が自ら創りだした議題の「尻拭い」を協会に求めるというのは、理解することができない。（『如何尋找支持的立場・回應〈預防原則與受害者支持〉的悖論』、『文化研究』・2010、筆者訳）

この論述が、そもそも拙稿に対する「応答」として成立していないことは明白であるが、陳は当該論壇の趣旨に向き合うに際して、アプリアリに「異常」描写を不問にし、そこから郭の論文を引用した記事は、「新聞社が自ら創りだした議題」に過ぎないの

だというのである。奇妙なのは、郭の「異常」描写を不問にするならば、なぜ次世代のそうした「異常」を引用する新聞報道について、彼らが「自ら作り出した議題」なのだと言ふ必要があるのだろうか。ここには「状況」を作り出している運動が、そこから流出する社会「問題」に向き合う力を持たない、いうなれば場当たりの活動であつたことが実証されてはいまいか。「ドキュメンタリー」映像には激しく共感するくせに、そうした状況が新たに作り出す「問題」には無関心でいられる感覚は、「救済」という語を支持する者に特有の精神なのかも知れない。そもそも、なぜ被害者「支持」協会の設立大会に報道関係者はカメラを担いで詰め掛けていたのか、全く不可解である。

結論的に言おう。設立大会当日、会場でドキュメント・フィルムの被写体となつた被害者が、新聞記者と報道カメラに包囲され、更なる「被写体」となる光景に不感症でいられる態度の中に、本論という油症問題を作り出す本質的なファクターが潜んでいるのだ。こうした指摘に対して、郭は「第

二世代被害者の『異常』現象だけを陳述しているわけではなく、第一世代の被害者の健康問題にも言及している」と答えるのは詭弁である。当該論壇の趣旨は、「正常／異常」の画定作業に浸っている「われわれ」の意識を問うことであり、そうした意識を額面どおりに追認することではない。油症問題を「理解することができない」まま、論壇に参加している作家の態度は、既に『被遺忘的1979——台湾油症事件三十年』が如何なる「問題」意識から著されたのかを物語っているはずである。「予防原則」を掲げ、基準線の画定と、そして現代予防医学の正当化を支持する社会運動は、「母親たちの発する倫理への問いを共にしないばかりではない。むしろ母親たちをいつそう苦しい選択へと追い込むような生命管理学」に大きく加担しているのではないか。

かくして「この二年以来」、油症協会は油症問題に向き合う人の「働きかけ」に対して、「何等積極的に」公開討議をしない理由が炙りだされるのである。言い換えれば、「依然困窮して変わら」ないのは、油症被害者の処遇だけではないのだ。こうし

た活動を支持する「組織人」自身の抱える意識には、既に「油症被害者の処遇」というカテゴリーを根本的に考え直す契機自体が失われている。『趣意書』や『草案』に於いて『優生保健法』を容認する思想との関連性が全く記されていなかったのと同様、「倫理」をめぐる提起された「油症問題」を、協会の作成する「公的」資料から篩い落とし、見てみぬ振りをする行為は、既に実定法の設置が、誰に対して「プラス」であるのかを暗示しているはずである。

つづく

(とくら つねのぶ)

連絡先: louis@ms53.hinet.net